

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」 の閣議決定を受けて

本日、政府は「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。安倍内閣総理大臣のリーダーシップのもと、梶山内閣府特命担当大臣をはじめ関係者のこれまでのご尽力により、地方分権改革の歩みが着実に前進したことを評価する。

今年で提案募集方式は4年目となったが、提案に対する実現・対応の割合が高いものとなったことは、地方からの提案に真摯に取り組まれた結果を示すものとして評価している。

特に、地域公共交通に関し規制の緩和や地域公共交通会議の運営方法の明確化などが示されたこと、放課後児童クラブの「従うべき基準」の参酌基準化の方向性が示されたことなど、これまでの懸案について一定の前進が見られた。

しかしながら、「従うべき基準」の見直しをはじめ、今後検討し結論を得ることとされている事項も多いため、政府全体として適切に進行管理及びフォローアップを行い、地方の提案の最大限の実現に向け、断固として取り組むよう強く求める。

今回成案が得られたものについては、通常国会に関連法案を提案し、早期成立を図り、その成果が速やかに結実するよう万全を期すとともに、これまでの地方の提案のうち実現に至らなかったものについても再提案を認めるなど制度の充実を図り、真の分権型社会の構築に向けた改革を更に強力に推進されることを強く要請する。

平成29年12月26日

全国知事会会長	山田 啓二
全国市長会会長	松浦 正人
全国町村会会長	荒木 泰臣